

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、交通調査員の業務に従事していた。

請求人によれば、同日、帰宅途上において、C駅構内の階段を下っていたところ、階段を踏み外し、右足を負傷した（以下「本件通勤災害」という。）という。

請求人は、同月〇日、Dクリニックに受診し「右下肢筋挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を継続した。

請求人は、本件疾病は通勤によるものであるとして、監督署長に休業給付を請求したところ、監督署長は請求人の本件疾病は通勤によるものであると認め、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業給付を支給した。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業給付を請求したが、監督署長は、同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）していると判断し、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の平成○年○月○日から同月○日までの期間及び同年○月○日から同年○月○日までの期間に係る休業給付の請求に対し、これらを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険制度上の治癒とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上一般に認められた治療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書に記載されているとおりである。

(2) 請求人は、Dクリニック、Eクリニック及びF病院に受診し治療を継続しているところ、これら医療機関における治療内容を改めて精査するも、いずれの医療機関においても対症療法がなされたものと認められる。

この点、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「本件傷病については、初診時より対処療法が続いており、Eクリニック受診時では、レントゲン検査で異常が認められず、右下腿～足背部に腫脹、発赤なく歩行は安定していることから、Dクリニックでの治療終了時点をもって症状固定の状態であったものと判断する」と所見しているところ、当審査会としても、上記請求人の治療内容を踏まえると、同医師の意見は妥当であり、請求人の本件通勤災害による本件傷病は、遅くとも平成○年○月○日には治癒していたものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成○年○月○日から同月○日までの期間、同年○月○日から同年○月○日までの期間に係る休業給付を支給しないとした処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。